

第 25 回 宮崎海岸侵食対策検討委員会 議事概要

令和 7 年 4 月 30 日(水) 13:00～16:00

1. 宮崎海岸侵食対策の検討体制・手順

2. 第 24 回委員会の振り返り

3. 第 24 回委員会以降の会議等の報告

事 務 局 : (資料 25- I の 1. 2. 3. を説明)

委 員 : 前回第 24 回委員会以降、2 月と 4 月に市民談義所を開催した。2 月の第 56 回市民談義所は、先行着手箇所や談義の進め方について市民から様々な懸念が示された。特に、先行着手箇所については決定事項を市民に報告しているだけではないか、これからの検討に市民意見がどれだけ反映されるのかといった進め方への懸念が示された。また、突堤を整備するにしても、宮崎海岸の自然の景観になじむ構造・素材が考えられないかという意見や、礫養浜実施にあたってはアカウミガメの産卵に配慮してほしいという指摘などがあった。4 月 19 日に開催された第 57 回市民談義所では、先行着手の小突堤について意見交換し、主に 4 つのポイントがあった。

1 つめは、市民談義所での意見や提案がどのように事業主体や委員会・分科会の学識者に反映されているかということである。特に、市民意見に対して専門家からどのようなレスポンスがあったのかということを市民は気にしていたため、丁寧に説明して談義した。

2 つめは、せっかく小突堤をつくるのであれば、効果が出るようにしてほしいという要望があったことである。具体的には、小突堤の堤長は 50m と計画されているが、長いほうが効果が出るならば、漁業等の利用に配慮した上で、できるだけ長く延ばしたほうがよいのではないか、という提案である。

3 つめは、宮崎海岸の中で、住吉エリアでは目標浜幅 50m の達成が難しいということ、国土交通省職員やコンサルタントの説明で共有したことである。住吉エリアをどのように守っていくかという将来像の議論の始まりになったと思っており、市民からいろいろな提案が出た。

4 つめは、市民は宮崎海岸の侵食対策事業が直轄事業ではなくなったあと

のことも考え、長期的な視点での意見を出しているということが見えてきた。具体的には、養浜を未来永劫続けていくのではなく、川からの供給土砂を増やすための総合土砂管理が必要だという意見や、小突堤周辺の利用についての意見が出た。

委員：4月19日の市民談義所は、いままで市民が疑問に感じていたことについて談義する時間が長くとれた。コンサルタントも含めて丁寧に説明があった。市民の提案内容や心配事項に対する事業主体の理解もこの談義所で深まり、あわせて市民からの懸念も軽減されつつある段階と感じた。

4. 「宮崎海岸保全の基本方針」の目標に関する付帯事項（案）

事務局：（資料25-IIを説明）

委員：資料25-II p.2の付帯事項（案）で「上記の区域」とされているのは、直轄事業期間内に浜幅50mの確保が困難な区域と考えてよいのか確認したい。

事務局：そのとおりである。

委員：市民談義所でも、「宮崎海岸保全の基本方針」の目標に関する付帯事項についての意見は特になかったとのことなので、事務局案について委員会として承認する。

5. 効果検証分科会への付託事項の検討結果

事務局：（資料25-Iの4.を説明）

委員：効果検証分科会長から補足する。効果検証のやり方については従前と変更ないが、礫養浜や小突堤といった新しい対策について順応して進めていくこととなった。また、対策による現状からの変化を早期に確認するため、モニタリング結果の速報値の有効な取り扱いについても議論された。礫養浜については、現状の砂浜に礫を投入するということで様相が変わってくる可能性があるが、生物への影響については研究事例等も少ないため

予測できない。このため、特にこの1年間は礫養浜の影響について丁寧に確認していきたい。また、新設する小突堤の影響についても同様に丁寧に調べていきたい。効果検証を今後進めていくにあたっての考え方としては、悪影響が出た後に対応するようなことにならないように、注意深く見守っていきたいと考えている。

委 員 : 資料 25- I p.21 に項目として「地殻変動」があるが、鉛直方向の変動のみを見込むのであれば「地盤沈下」などの表現のほうが適していると考えられるので、表現を検討していただきたい。

事 務 局 : 表現について再考したい。

委 員 : 資料 25- I p.30 には、令和7年度、令和8年度以降に実施する効果検証について示されているが、令和7年度は技術検討のみ実施し、効果検証の体系に則った評価は実施しないのか。見直した効果検証の体系に則った評価は令和8年度以降に行うと考えているのか。

事 務 局 : モニタリングについては当初計画どおり実施するが、効果検証の体系に則った評価は、見直し計画に対する評価の指標を令和7年度に検討するため、今年度の評価は間に合わないと考えている。令和8年度から試行的に開始することを考えている。

委 員 : そのやり方では、令和5年度に実施した事業の効果検証が抜けてしまうのではないか。

事 務 局 : ご指摘のとおりであるが、ここ数年突堤の延伸はできておらず、養浜については大きな悪影響が出ていないと確認している。これからも現地の状況をしっかり確認していき、何か事象が生じた場合には適切に対応するという形で進めていきたい。

委 員 : 規約上、効果検証の年度が抜けるのは問題ないか。

委 員 : 外力・測量成果等は事業を進めていくうえで非常に重要な成果であるため、効果検証に則った評価まではいかなくてもモニタリング結果の確認までは効果検証分科会の中で実施してはどうか。

事 務 局 : 承知しました。

委 員 : 具体的に項目を限定する必要はなく、モニタリング結果で気になる事項が出てきたら速報値という形で報告してもらえればと思う。

事 務 局 : 承知しました。

委 員 : 資料 25- I p.21 の項目のうち、前提条件である潮位や地盤沈降については、事業主体側で予測をして、それに合っているかを確認することで、何を評価するのか。用いている計画値が妥当かどうかを評価するということか。

事 務 局 : 当初の計画値を変更しなければならないような事態になっていないかというものを評価していくものである。

委 員 : 例えば、気候変動に伴い潮位が上昇していくという予測が妥当かということの評価するのか。流出土砂量などの項目は理解できるが、気候変動や地殻変動の項目で何を評価するのかよくわからない。

事 務 局 : 現地の状況が計画の前提条件の範囲に収まっているかということを見ていく。

委 員 : 外力については、観測値から設計波が妥当であるかの確認をするということである。

委 員 : 波浪データは観測値であると思うし、地殻変動は構造物をつくったからといって変わるものではないので、評価の基準がよくわからない。

委 員 : 設計波については、長期の観測値に基づいて設定した値が、大きく傾向が変化せずに使えるかというのを継続してモニタリングするということだと思う。

委 員 : 内容は概ね理解したが、評価基準を設定するのがものすごく大変なのではないかと考えたため、発言した。

委 員 : 効果検証で示している 4 つの評価単位のうち 3 つはそれぞれの対策の効果であるが、1 つは前提条件であり、この前提条件に基づき技術分科会で対策を検討しているものである。モニタリングの結果、外力の傾向が変わっている等の現象が確認された際、前提条件を変えるかの判断は、技術分科会マターになるのではないかと考えている。

委 員 : 市民談義所では、「効果検証分科会への付託事項の検討結果」については特に意見がなかったとのことなので、令和 7 年度以降の進め方について了承する。

6. 技術分科会への付託事項の検討結果

事 務 局 : (資料 25- I の 5. を説明)

委 員 : 先ほどの市民談義所報告でも話したが、漁業等で影響のない範囲を確認した上で、突堤の堤長は 50m にこだわらず、できるだけ長く延ばしてほしいという意見があった。

事 務 局 : 今後も継続して状況を見ながら対応したい。

委 員 : 資料 25- I p.34 で、「次期対策箇所の検討」と記載されているが、次期対策はいつ頃を考えているのか。

委 員 : 令和 7 年度中に次期対策を実施することはないという理解でよいのか。

事 務 局 : まずは動物園東エリアをどのように守るかということを丁寧に進めていきたい。

委 員 : 市民談義所から挙げられている、できるだけ長くというご意見もふまえて、先行着手について了承する。

7. 今後の侵食対策の検討

事 務 局 : (資料 25- I の 6. を説明)

委 員 : 先ほどの質問と重複するが、令和 7 年度に次期着手の検討が入っている。効果検証のプロセス(先行着手突堤の評価結果を受けて次期実施の判断)を踏まずとも技術的な検討のみで次期着手に入れるという判断でよいのか。あるいは、次期着手は養浜だけということも考えているのか。

事 務 局 : 効果検証については非常に時間がかかるが、その間、検討をストップしておくわけにはいけないので、検討を進めておきたいという意図である。

委員：検討は進めるが、対策実施可否の判断は先行着手の効果も見ながら判断ということによいのか。

委員：令和7年度に検討し、令和8年度に実施と書かれているため、気になった。

委員：複数の突堤をつくることは前提として事業を進めているかと思う。ひとつひとつ、効果を見ながら判断して検討を始めると事業完了まで何十年もかかってしまうため、検討を並行して進めるということかと理解している。

委員：資料 25- I p.41 には次期着手の検討は令和7年度と記載されているが、事務局の説明を聞くと、実際には令和8年度以降にもさしかかるイメージなのではないかと思う。早期に効果を出すためには、できるだけ早く対策を実施したほうがよいというのは大前提であるが、実際には時間がかかるということではないかと思う。

委員：資料 25- I p.41 は検討から実施までしっかり分けて書いてあるが、実際にはグラデーションで移行していくのが実態かと思う。委員会としては、そのような形で受け取りたい。

委員：海岸保全をいち早く進めるために、すみやかに次期着手を進めていきたいという気持ちと、様々な関係者の意見を伺いながら進めることも重要であることなど、不確定要素がある。また、効果検証の方針も見極める必要がある。この進め方についても今年度議論しながら決定していければと思う。できる対策を早めに進めることで早期の海岸保全を図っていききたいが、このスケジュールは現段階の目標を示しているものであり、今後も関係者の意見を聞き、柔軟に対応していきたい。

委員：本日の委員会で議論していただいたことを整理する。

1 点目は「宮崎海岸保全の基本方針」の目標に関する付帯事項が提示され、その内容について確認・了承いただいた。

2 点目は効果検証分科会について、今後、内容を見直していくこと、令和7年度はモニタリングした結果について事業を進めていくうえで気になる兆候があれば速報も公開し、委員会で共有していくことを了承いただいた。

3 点目は技術分科会で検討してきた小突堤の先行着手について了承いただいた。

以上

(注)「委員」の発言には、オブザーバーの発言も含む